

令和8年度 佐賀市工事業者説明会 < 工事検査等について >

令和8年5月21日



佐賀市 総務部
契約監理課 技術監理係

1. 令和7年度の成工検査結果

佐賀市発注

成工検査件数 : 281件

評定件数 : 208件

平均点 : **75.4点**

最高点 : 85点

最低点 : 65点

上下水道局発注

成工検査件数 : 181件

評定件数 : 109件

平均点 : **77.1点**

最高点 : 88点

最低点 : 70点

2. 佐賀市建設工事功労賞表彰の実施

佐賀市が発注した公共工事において、その成績が特に優秀であり佐賀市の建設行政に貢献した企業を表彰します。



表彰の対象

対象期間（令和7年度）に工事が完成し、佐賀市工事成績評定要領により工事成績を評定した工事で、土木部門、建築部門から各々**上位5社**を表彰します。

※詳細は「佐賀市建設工事功労賞表彰要綱」参照

対象企業

対象期間に工事成績を評定した件数が合計して「**2件以上**」あること。

選考基準①

対象企業ごとの工事成績評定点を高いものから2件を平均した点数。

選考基準②

選考基準①の点数が、対象期間の佐賀市発注工事評定点の平均以上であること。

3. 工事成績評定について

(1) 評価項目

- 評定の対象は、契約金額が200万以上の工事。
- 65点から評価します。
- 事故等があった場合は「法令遵守等」より減点。

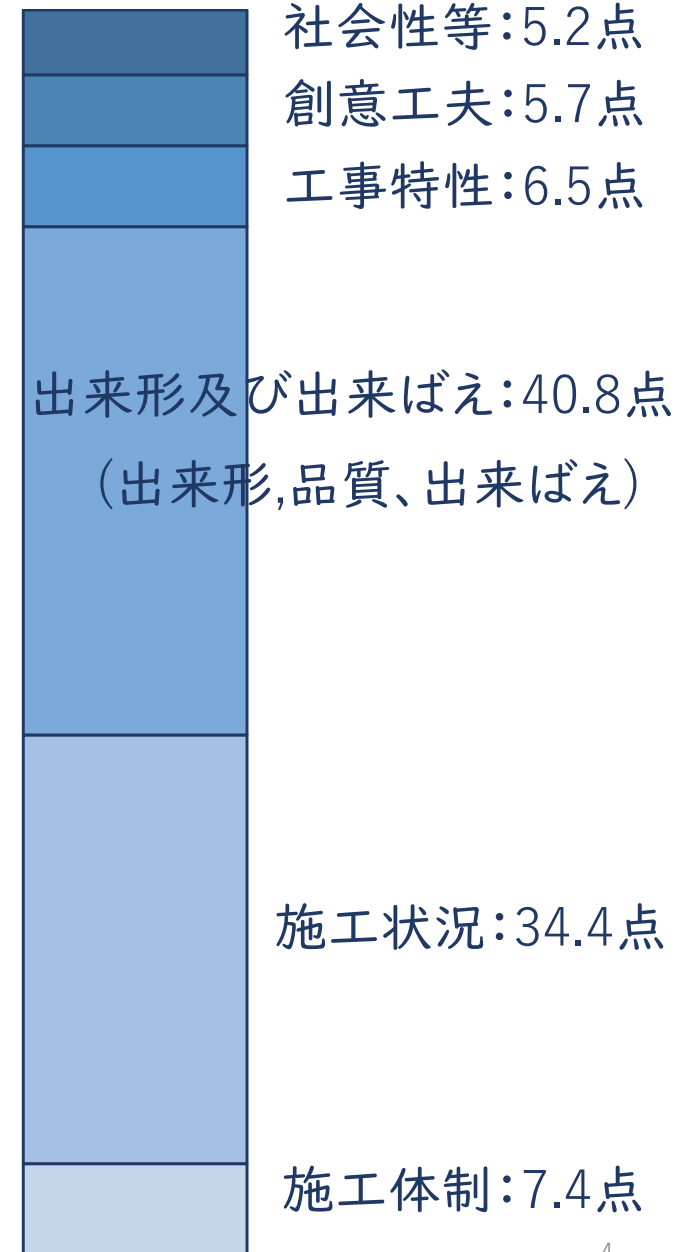
(2) 工事成績評定70点未満を受けた場合

全ての業種に関係なく**一般競争入札**に3か月間、参加できません。

ただし、下請業者としては承諾されます。

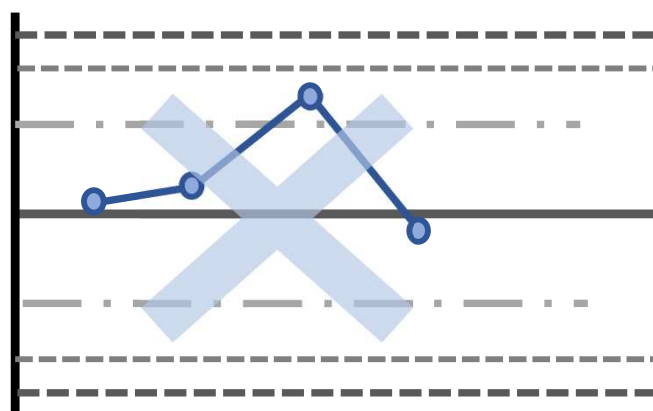


合計100点



(3) 出来形及び品質管理のばらつきの取扱い

- 「土木工事施工管理の手引き」等に基づく出来形管理、品質管理の測点数が5個未満の場合、ばらつきの評価は行いません。
- 測点数が5個未満の場合は出来形管理図表の作成は不要です。



* 測定結果（設計値との比較）は必要

(4) その他

- 評定通知後、事故等の瑕疵などが発生していることが判明した場合、評点の見直しを行う場合があります。
- 評定の結果に疑問があるときは、通知書を受け取った日から起算して14日以内（休日を含む）に、書面により、市長に対して説明を求めることができます。

4. 指導書及び警告書

受注者の施工管理における不誠実な対応（過失による粗雑工事等、契約違反、法令違反、不正又は不誠実な行為、著しく不相当と認められる事実等）が顕著である場合は、工事成績評定に反映します。また、以下の場合において**指名回避の措置**を行います。

(1) 履行期間中

監督員が履行期間中に**指導書**により改善措置を受注者に求め、受注者が請求を受けた日から**10日以内**に発注者へ改善措置の回答あるいは改善がなされない場合。

(2) 成工検査後

成工検査後に**警告書**を通知された場合。

(3) 指名回避措置を受けた場合

佐賀市発注工事において、指名回避の措置を受けた業者は、その期間、一般競争入札に参加できません。ただし、下請業者としては承諾されます。

(4) 指名停止措置を受けた場合

佐賀市発注工事において、指名停止等の措置要領による指名停止を受けた業者は、その期間、一般競争入札に参加できず下請けとしても承諾されません。

措置要件	期間
過失による粗雑工事等	1か月以上6か月以内
契約違反	2週間以上4か月以内
安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故	1か月以上6か月以内
安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故	2週間以上4か月以内

『指名停止等の措置要領』

別表第1 『市内において生じた事故等に基づく措置基準』 抜粋

5. 現場代理人の取扱いについて

佐賀市発注工事における現場代理人の取扱い（抜粋）

兼任できる 工事件数	佐賀市（上下水道局含む）発注工事で兼任できる工事は、現場代理人1人につき3件までとする。ただし年間管理業務委託（水草除去を含む。）は手持ち件数の取扱としない。
兼任場所	佐賀市内
兼任総額	9,000万円未満（当初契約額による。）
資格要件	資格要件はないが、受注者と直接的な雇用関係である者。
手続き	契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に、「現場代理人兼任届出書」を兼任する全ての工事等の発注者に提出する。

- 佐賀県の工事等において、佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、佐賀県工事等と佐賀市工事等を兼任することができるものとします。
- 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行います。
- 詳細は佐賀市HP「佐賀市発注工事における現場代理人の取扱い」参照。

6. 主任技術者等について

主任技術者・監理技術者の取扱い

技術者名	設置要件
主任技術者	建設業許可を受けた建設業者は、請負金額の大小、元請・下請けに関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。 また、請負金額が 4,500万円 (建築一式は 9,000万円)以上になる場合は工事現場ごとに専任で配置。
監理技術者	下請契約の請負代金の総額が 5,000万円 (建築一式は 8,000万円)以上になる場合は専任で配置。

- 詳細は「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」(令和7年2月1日公布)参照。



7. 検査までの事務手続き

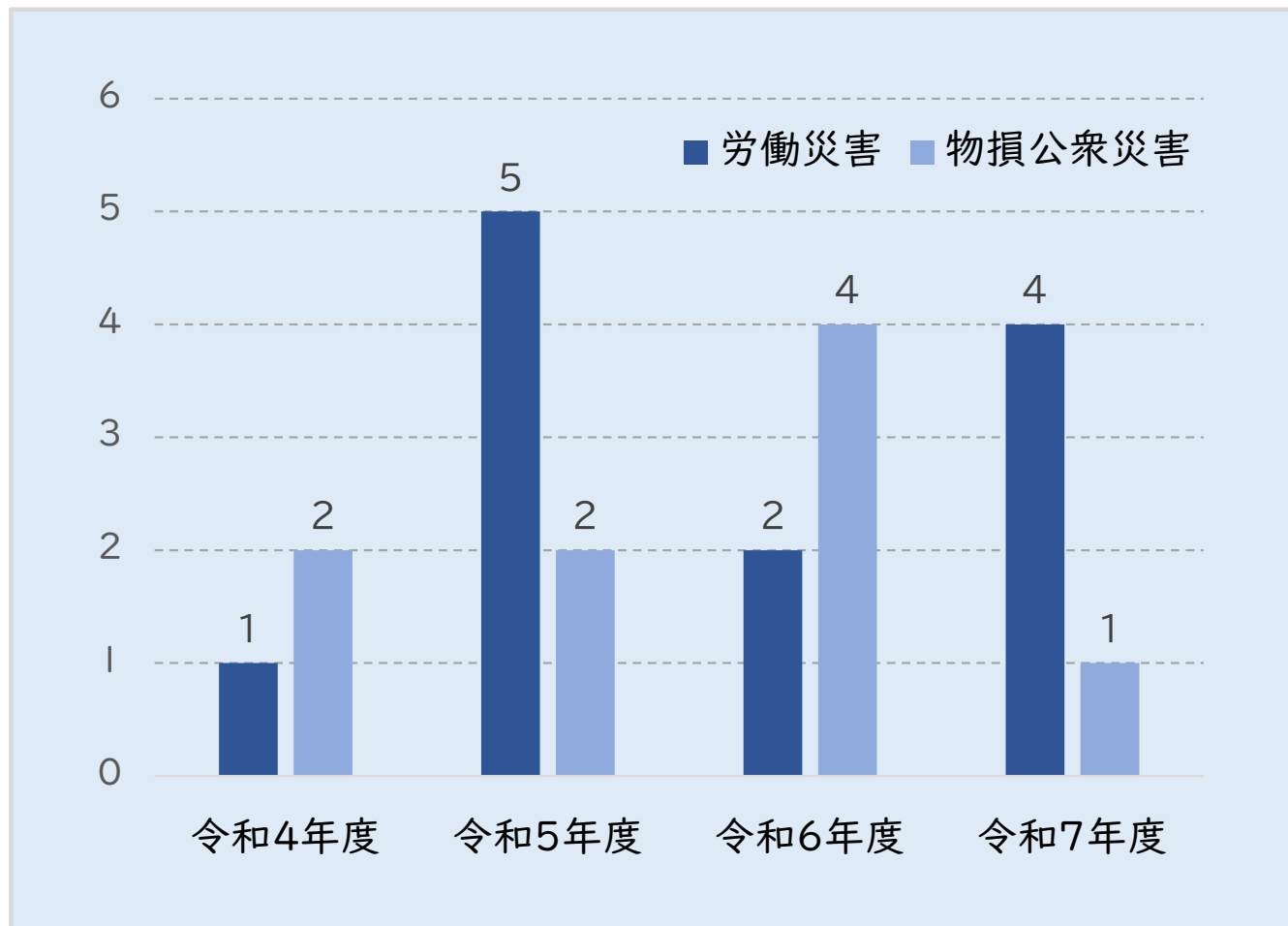


- 契約書の締結:入札後5日以内(土日祝祭日含まず)
- 設計図書に定められた期限内に工事着手。
- 変更契約の手続きがありますので、監督員との設計変更協議は**工期末の1か月前**に完了してください。
- **完成通知書**の提出(必須)
【手持件数から除外する日 = 完成通知書の提出日】
- 完成通知書提出日から、14日以内の検査実施。
(工期末日含む)
- 工事成績評定通知書は、メール等にて交付します。
- 工事代金の支払い請求日(**引渡書と請求書の提出日**)から40日以内に工事代金の支払い。

8. 事故防止について

(1) 令和7年度の事故について

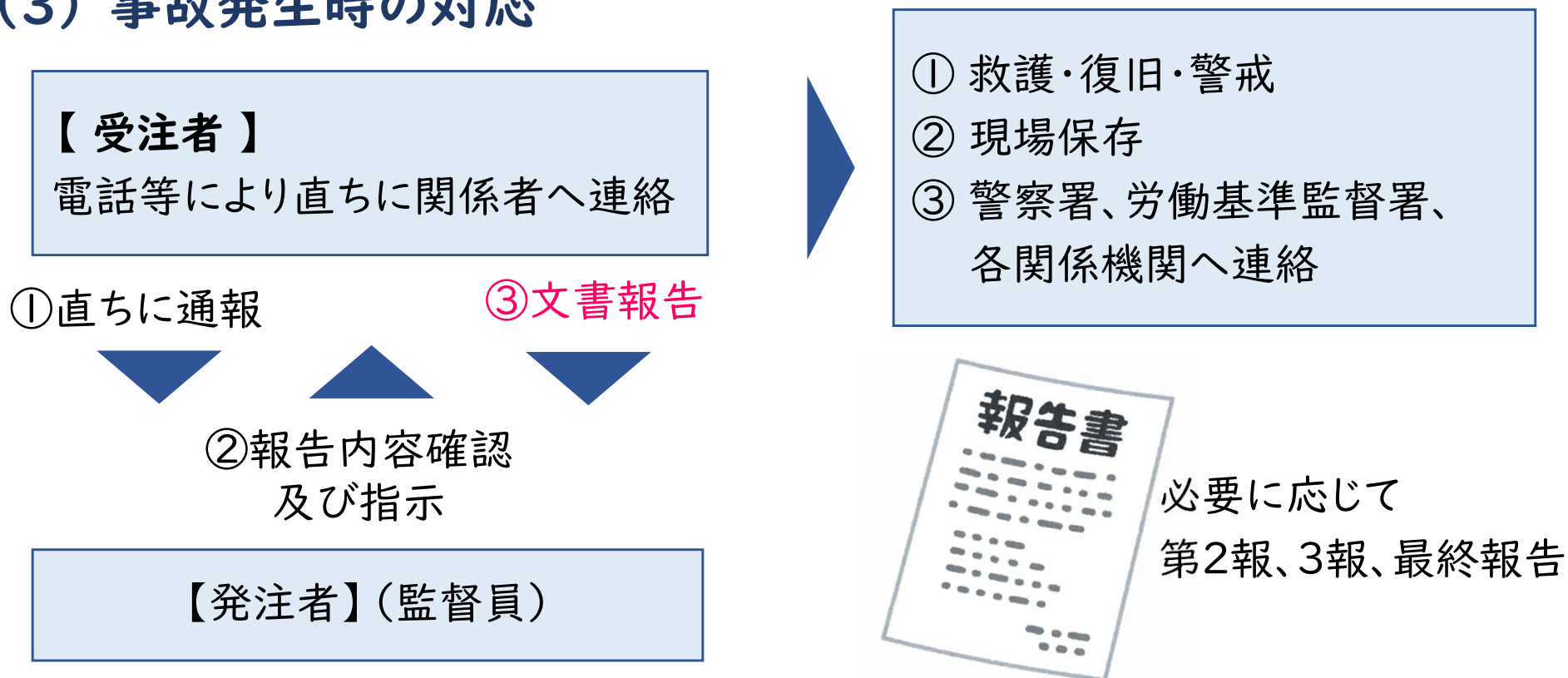
令和7年度は5件の事故が発生(労働災害4件、物損公衆災害1件)



(2) 事故報告

- 工事現場において事故等が発生した場合は、「**事故等の報告書**」(HP掲載)により、発注者(監督員)まで報告を行ってください。
- 労働基準監督署より是正勧告書、指導票等が公布された場合は、直ちに発注者(監督員)まで報告を行ってください。

(3) 事故発生時の対応



9. 佐賀市の主な取り組み

建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保のため
佐賀市においても、国、県と同様に地域の実情に合わせた要領等の策定を進めています。

実施事項	取組項目	策定期期
工事書類簡素化の手引き	書類の簡素化	令和6年 9月
情報共有システム運用ガイドライン	ASPの活用	令和6年12月
遠隔臨場に関する試行要領	遠隔臨場	令和7年 5月
CCUS活用試行工事実施要領	キャリアアップシステムの活用	令和7年12月
現場代理人の取扱い	請負金額等の拡大	令和7年12月
工事成績評定要領の改正	評定結果の公表	令和8年3月
建設工事功労賞表彰要綱の改正	受賞企業の拡大	令和8年3月
電子納品ガイドラインの改正	建築工事を拡大予定	令和8年度中

※ 詳細は佐賀市HP参照

10. 工事書類簡素化の手引き

- 本手引きの記載事項は、省略が可能であるもので、今まで提出されていた書類の**内容を簡素化する**事を目的としています。
- 全ての工事で適用しますが、従前通りの書類作成を妨げるものではありません。

主な内容

- 工事内容の軽微な変更については、変更施工計画書の作成不要
- 検査時の工事概要説明資料の作成、提出不要
- 工事経過記録簿の作成、提出不要
- 社内検査、下請け検査の実施状況の提出は不要

※ 詳細は佐賀市HP「工事書類簡素化の手引き」を参照

- **災害工事及び請負金額(税込み)500万円未満の工事**に適用する工事検査提出書類とは異なるため、ご注意ください。



11. 情報共有システム(ASP)の運用

受発注者間の業務効率化(工事関係書類の電子化による業務効率化、管理資料作成の負担軽減等)を図るため、情報共有システム(ASP方式)の利用を促進します。

(1) 対象工事

- 佐賀市が発注する全ての工事のうち、受注者が希望する工事。
(利用希望の場合、工事着手前に協議を行うこと。)



(2) 情報共有システムの利用に努める工事

- 土木工事のうち工事設計金額**4,000万円**以上となる工事。
(災害復旧工事を除く)
- 営繕工事のうち工事設計金額**6,000万円**以上となる新築の建築工事。

(3) その他

- 利用可能な情報共有システム、システム利用料、利用上の留意点等。

※ 詳細は佐賀市HP「情報共有システム運用ガイドライン」参照

12. 建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用

(1) 対象工事

佐賀市が発注する全ての工事。

(2) 実施方法・内容

契約締結後、受注者の希望によりCCUSを活用。

受注者希望型とし、施工計画書の提出前までに発注者へ報告。



(3) 達成状況の確認

受注者は、工事完成時に確認書類を発注者へ提出し、CCUSを活用する工事の達成状況について確認を受けます。

(4) その他留意事項

- 実施内容について全ての履行状況が確認出来た場合は、工事成績評定の「**創意・工夫**」項目において、**1点を加**点します。
- CCUSを活用する工事に係る費用（登録費、機器設置費等）は**受注者が負担**。

※ 詳細は佐賀市HP「佐賀市建設キャリアアップシステム活用試行工事実施要領」参照

13. 週休2日試行工事

(1) 対象工事

特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示した工事。

(2) 週休2日の達成判断

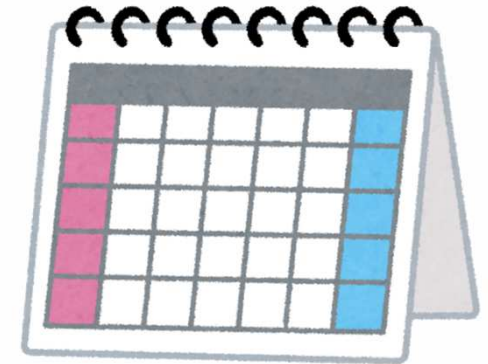
通期、月単位、週単位、完全週休2日

(3) 実施報告

受注者は、工程表(任意様式)に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に提出するものとします。

(4) 留意点

- 実施要領が**各種工事(土木工事、農業土木工事、森林土木工事、営繕工事)**で異なるため、取扱いには十分留意してください。
- 現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。(巡回パトロールや保守点検等は除く)
- 現場閉所の達成状況を確認後、予定価格算定時の現場閉所率に満たない場合には、その達成状況に応じて、補正分を減額変更するものとします。



※「週休2日試行工事」実施要領(佐賀市HP掲載)抜粋

14. 佐賀市からのお願い

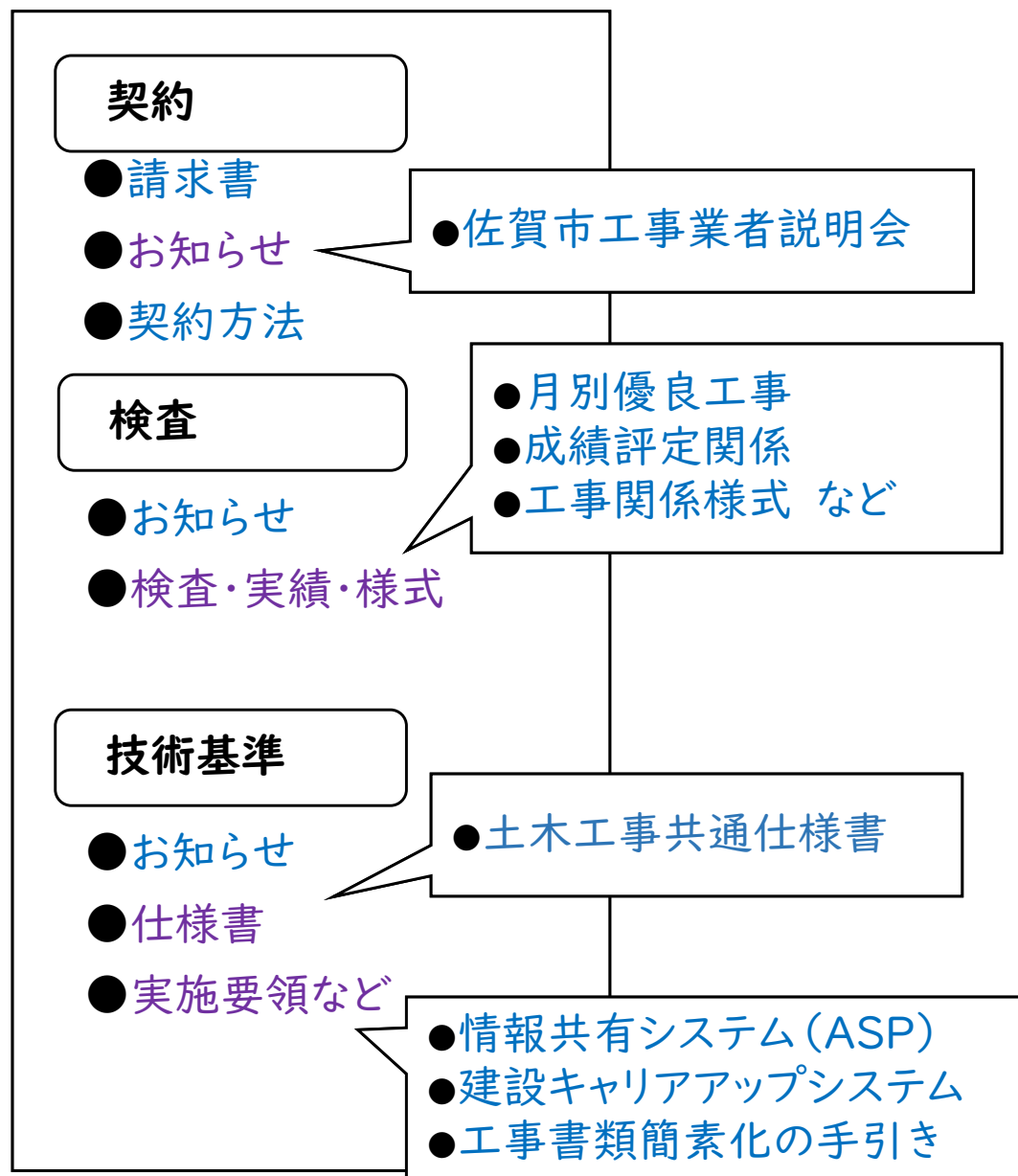
<input type="checkbox"/>	工事の着手前までに 法定外の労災保険 （保険証券、加入証明書等いずれも写し可）の加入状況等が確認できる書類を工事打合せ簿により監督員に提出してください。
<input type="checkbox"/>	構造物の形状、使用材料等を変更する場合、構造物の安定計算、応力計算等のチェックを必ず行ってください。（監督員及びコンサルタントに要確認）
<input type="checkbox"/>	施工計画書の提出前までに、週休2日の 実施に関する意思表示 を行い、計画工程表の提出、毎月の実施工程表を取りまとめ、監督員へ提出を行ってください。
<input type="checkbox"/>	特定建設作業に関する届出は忘れずに行ってください。
<input type="checkbox"/>	工期延期を行った場合、関係機関への届出や許可の延長も忘れず実施してください。



15. 佐賀市HP(工事関係)の閲覧方法 (5月31日まで)



佐賀市HP ▶ 入札契約



6月1日に佐賀市ホームページはリニューアルしますので、ご注意ください。